

私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」
(ガバナンス関係部分抜粋)

4. 今後の私立大学振興の方向性

(1) 私立大学のガバナンスの在り方について

- 我が国の学校教育の中で重要な位置を占める私立大学が今後とも健全な発展を続けていくためには、その設置主体である学校法人において時代の変化に対応した必要なガバナンスを確保することが必要である。高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等、他の法人制度の改革の状況も踏まえ、これらの公益的な法人と同等以上の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足りる、これまで以上に公益性を備えた存在であり続ける必要がある。
- また、学校法人は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様な主体に支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら責務を全うすることを通じて、高い公益性を追求していく必要がある。その際には、各法人の様々な成り立ちや沿革の中で各法人の拠って立つところが形成されてきているということに十分に配慮することが求められる。
- 学校法人の活動については、寄附行為の認可、解散命令など所轄庁である文部科学省に所要の役割が位置づけられているものの、学校法人の自主性・自律性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、各学校法人における自律的なガバナンスの確保は重要である。

<学校法人の管理運営制度の改善について>

- 平成 16 年の私立学校法の改正では、理事会の設置等をはじめとして、理事・監事・評議員会の権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の改善が図られた。一方で、各学校法人の現状を見ると様々な工夫を行っている学校法人も見られるものの、制度が想定している機能を十分には活用できているとは言えない状況も見られる。
- 学校法人制度の根幹である理事会・評議員会・監事制度については、上記を踏まえ、まずは本来期待されているそれぞれの役割が十分に果たされるよう、その機能の活性化を図ることが必要である。その上で、他法人制度に係る改革の状況や考え方も参考としながら、各機能の強化や情報公開の推進により、透明性あるガバナンスが担保されるよう、主に以下の改善を図っていくことが必要である。

(理事・理事会、評議員・評議員会)

- ・学校法人全体の運営に、すべての理事が責任を持って参画し、各理事が適切に職務を遂行するため、理事会機能の実質化・実効性を確保することが必要（理事会における議決事項の明確化、理事会への業務執行者の報告事項の明確化、適時・適切な実効性ある理事会の開催、学内理事及び外部理事の役割の明確化、研修の強化等）
- ・スピード感を持って改革を進めるため、経営サイドと教学サイドが連携し、経営情報について十分に教職員と共有することが必要
- ・理事等の経営陣の資質の確保と十分な研修機会の提供が必要
- ・評議員会は、理事会の意思決定に対してチェックを行うとともに、幅広い意見を総合的に学校運営に反映させる諮問機関として重要な役割を担い、それらの機能は基本的に維持。その上で、制度に期待される機能が十分に果たされるよう評議員会機能の実質化及びチェック機能を充実する。また、評議員の適切な人選についても改善を図る。（評議員に対する十分な情報提供、中長期的計画に対しての意見聴取、計画策定・実施段階における評議員会の積極的な関わり、理事と評議員の兼務に関する引き続きの検討、監事の選任や理事・監事の報酬基準の策定プロセスへの評議員会の関与の深化等）
- ・理事の善管注意義務や法人・第三者に対する損害賠償責任を明確化する（評議員もその権限に応じて明確化）

(監事)

- ・理事及び理事会並びに理事長等の業務執行者への牽制機能の実効性を確保する（監事監査基準・同規則等の作成、重点監査項目等を盛り込んだ具体的な監査計画の作成、充実した監査報告書の作成、重要会議への出席のルール化、監事の業務の支援体制の充実、違法行為差止請求権の付与、職務対象の明確化、職責に応じた適切な報酬の支給や常勤化に向けた検討等）
- ・監事の善管注意義務や法人・第三者に対する損害賠償責任を明確化する

(会計監査人)

- ・会計監査人による監査について、学校法人の公益性の向上や、他法人制度においても助成制度ではなく法人制度に立脚して定められている状況等を踏まえて、私立学校振興助成法から私立学校法への根拠の変更（学校法人会計基準についても同旨）

＜教学ガバナンスについて＞

- 私立大学における学長、学部長その他人事については、理事会が最終決定を行うものであり、学長の選考については、平成 26 年の学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律に係る施行通知において示されているとおり、私立大学においても、建学の精神を踏まえ、求めるべき学長像を具体化し、候補者のビジョンを確認した上で決定することは重要であり、学校法人自らが学長選考方法を再点検し、学校法人の主体的な判断により見直していくことが求められる。
- また、教授会についても、施行通知に示されているとおり、教授会の判断が直ちに大学の判断となり、学長が異なる判断を行う余地が無いような形で権限を委譲することは、学長が（学校教育法で定める教学面に関する）最終的な決定権を有すると規定している法律の趣旨に反するものであり、「権限と責任」が一致する適切なガバナンスを目指す必要がある。

＜情報公開の推進について＞

- 学校法人制度自体に関するガバナンスの強化に加え、法人内のみならず、社会への説明責任を果たし、健全なガバナンスに資するよう、学校法人に関して、分かりやすく開かれた情報の公開を推進する必要がある。また、国公私共通の仕組みである、教学面を中心とした認証評価制度、学校教育法に基づく情報公開、大学ポートレート等の学校制度に特有の仕組みの活用と合わせて、総合的に学校法人の公益性の確保を図ることが必要である。その際、在学する学生と保護者、進学を希望する高校段階の関係者に対して、正確で十分な情報の提供を行うとともに、広く一般国民に対しても必要な情報を提供することが、特に教育機関として求められる。
- 特に大学を設置する学校法人については、多くの情報が既に自主的に公開されている状況にはあるが、他の公益法人制度のみならず一般企業を含め改革が進められ、公益性を有する法人としての社会に対する説明責任の在り方が大きく変化している状況を踏まえ、学校法人にふさわしい公益性・透明性を確立するため、他法人制度も参考に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書について、制度上も利害関係人への閲覧開示の対象から広く一般国民への公開の対象とするとともに、公開内容の充実についても検討すべきである。また、寄附行為、役員名簿、役員報酬基準等についても公開の対象とすることについて検討すべきである。

＜大学の自主的なガバナンスの一層の向上に向けて＞

- 法令の規定によるものだけでなく、上場企業における「コーポレートガバナ

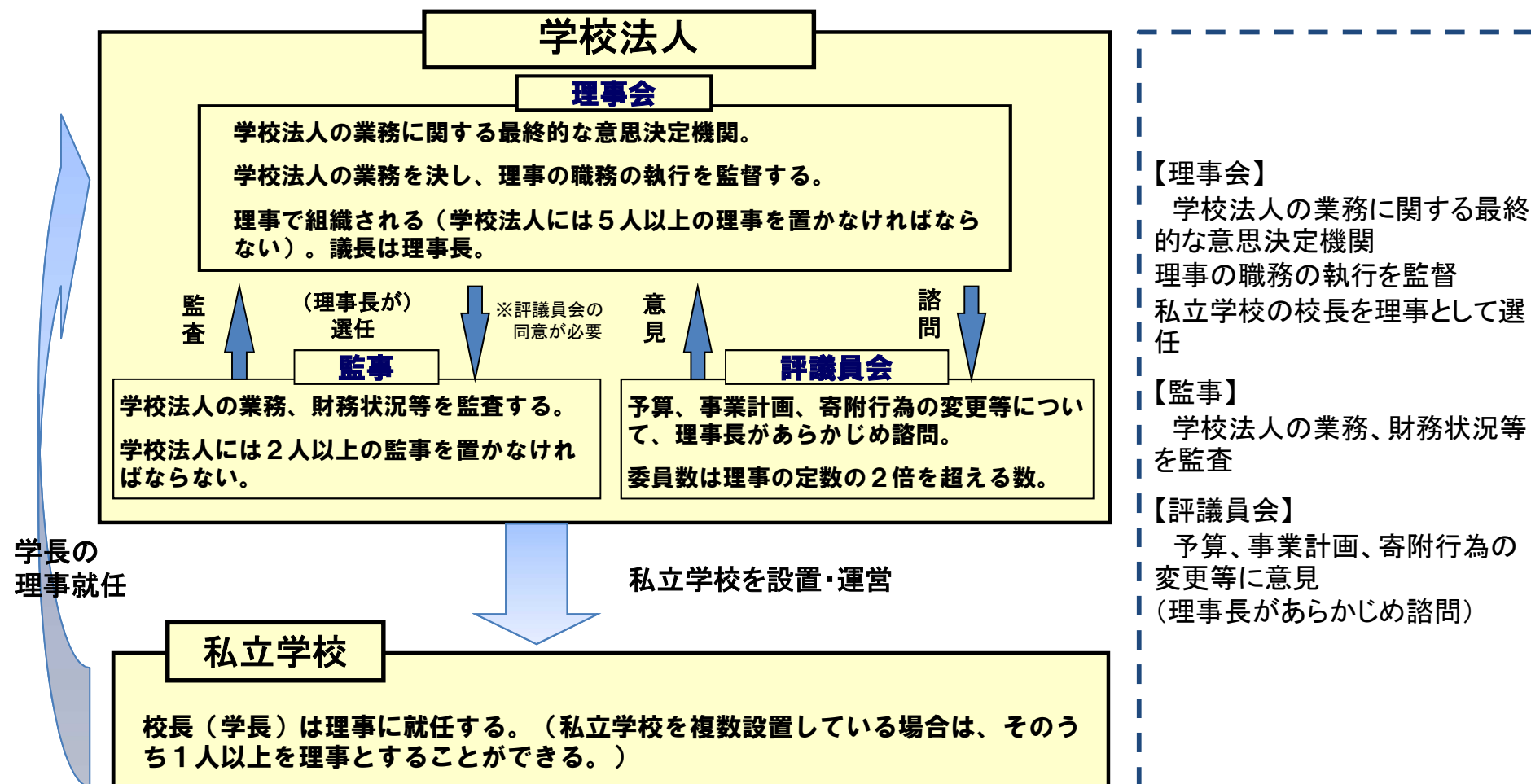
ンス・コード」のように、私学団体や文部科学省等が協力して、私立大学が公共性と公益性を確保し、社会的責任を果たすためのガバナンスの在り方のガイドラインや留意すべき点等を示し、各学校法人における自主的な取組を促進することもきわめて有効であると考えられる。

5. 今後の検討及び方策の推進

- 本審議のまとめは、私立大学の現状を踏まえつつ、人口減少期における振興方策を現時点においてとりまとめたものであるが、私立大学に固有の事項であって法改正を伴うため詳細にわたるさらなる検討を要するもの、私立学校全般に関わる事項であり広く関係者を含めたさらなる検討を要するもの、国公私立大学全体にわたる検討を要するもの、地方創生の観点からの検討を要するものなどが含まれている。これらは以下のように整理されることが考えられるが、それぞれの事項は相互に関連しているものであり、検討に当たっては十分な連携が図られ、私立大学の振興が総合的に図られることを期待する。
- 私立学校法等の改正を含む検討が必要な私立大学のガバナンスや経営困難な状況への対応は、大学設置・学校法人審議会や学校法人分科会その他の検討の場で、学校法人制度全体として整合性が得られるよう引き続き検討を行う。
その際、高等学校以下の学校のみを設置する都道府県知事所轄法人を含めた制度改正を行う場合には、関係者を含め幅広く意見を徴しながら検討を行っていく必要がある。
- 今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理等も踏まえ、中央教育審議会における国公私設置者別の役割分担の在り方等を含め、高等教育全体を見通した高等教育の将来像の検討や、内閣官房の「地方大学の振興及び若年雇用等に関する有識者会議」での検討において、本検討会議で示された私立大学の振興の方向性を勘案した検討が行われることを期待する。
- 上記会議等に関連して、私立大学に関する有識者の提言がさらに求められる場合には、必要に応じて本検討会議においてさらに検討を行う。

学校法人のガバナンスの仕組み

- 学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関は、合議制機関である理事会である。理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には評議員会が置かれる。評議員会は理事の定数の2倍以上の定数で組織され、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 大学の、学長は、学校法人の理事として経営に参画する。



1. 趣旨

- 私立大学(短期大学を含む。以下同じ。)は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展。全大学の約8割を占めるなど、我が国の学校教育において大きな役割。今後ともその振興を図っていくことが必要。
- 一方、私立大学等の現状をめぐっては、全学生の約7割を抱える私立大学の教育等の一層の充実の必要性と同時に、18歳人口の減少等による経営困難校の顕在化や、一部私立大学等における管理運営上の不適切事例等、諸課題が指摘されているところ。
- これら私立大学等に係る諸課題も鑑みつつ、学校法人のガバナンス、財政基盤の在り方及び経営困難な状況への対応をはじめ、私立大学等の振興に関する総合的な検討を行うため、本検討会議を開催。

2. 検討事項(例)

- 私立大学等の果たすべき役割
- 私立大学等のガバナンスの在り方
- 私立大学等の財政基盤の在り方
- 私立大学等への経営支援
- 経営困難な状況への対応
- その他、私立大学等の振興に関すること

3. 検討スケジュール

- 28年4月13日に第1回会議開催。
- 29年5月に最終とりまとめ。

4. 委員構成

※詳細は、別紙参照

- 座長:黒田 壽二 金沢工業大学学園長・総長
- 大学関係者、学識経験者、企業関係者、公認会計士等により構成
- 合計20名

「私立大学等の振興に関する検討会議」委員名簿

| | | |
|------|--------|---|
| | 麻生 隆史 | 学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長 |
| | 安部 恵美子 | 長崎短期大学学長 |
| | 浦野 光人 | 株式会社ニチレイ相談役 |
| | 大沢 陽一郎 | 読売新聞東京本社論説委員 |
| | 大村 雅彦 | 学校法人中央大学理事長職務代行・常任理事、法科大学院教授 |
| | 奥野 武俊 | 前大阪府立大学理事長・学長 |
| | 河田 悌一 | 日本私立学校振興・共済事業団理事長 |
| 座長 | 黒田 壽二 | 金沢工業大学学園長・総長、日本高等教育評価機構理事長 |
| | 小出 秀文 | 全私学連合事務局長、日本私立大学団体連合会事務局長、 日本私立大学協会常務理事・事務局長 |
| | 小林 雅之 | 東京大学大学総合教育研究センター教授 |
| | 佐野 慶子 | 公認会計士 |
| | 竹石 爾 | 学校法人青山学院アドバイザー・前常任監事・元常務理事 |
| | 西井 泰彦 | 私学高等教育研究所主幹 |
| | 濱口 道成 | 国立研究開発法人科学技術振興機構理事長 |
| | 濱中 義隆 | 国立教育政策研究所高等教育研究部総括研究官 |
| | 坂東 眞理子 | 学校法人昭和女子大学理事長・総長 |
| 座長代理 | 日高 義博 | 学校法人専修大学理事長 |
| | 丸山 文裕 | 広島大学高等教育研究開発センター特任教授 |
| | 水戸 英則 | 学校法人二松学舎理事長 |
| | 両角 亜希子 | 東京大学大学院教育学研究科准教授 |

(五十音順敬称略計20名)
(職名は平成29年4月1日現在)

- ・ 短期大学を含め私立大学は、高等教育の普及、先端的・独創的な研究の進展、社会貢献の促進の面で大きな役割。
- ・ 全大学数の約8割は私学が占め、学部教育を中心に我が国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に貢献。また、地方所在の私立大学は地域の知的基盤としての役割。

一方で、私立大学をめぐる環境は高等教育のユニバーサル化、少子化の中で大きく変化。

環境の変化

- ・ 18歳人口は減少し、平成32年度以降は急減（平成40年代には100万人を下回る見通し）
- ・ ユニバーサル化による大学数の増加
- ・ 地方の中小規模大学は定員割れ、財政状況悪化
- ・ 産業構造や経済社会の急速な高度化・変化（AI、IoT等新技術の急速な発展、ボーダレス化等）

教育の質を高め、社会から求められるニーズに的確に対応するとともに、高等教育へのアクセス機会の均等を果たしていくためには、大学間や自治体・産業との連携・協力を強化するとともに、社会から信頼され支援を受けるにふさわしいガバナンスの強化に取り組み、より強固な経営基盤に支えられた大学づくりを進めていくことが必要。

私立大学に求められる教育研究

- ① 高等教育にふさわしい質の確保
 - ・ ユニバーサル化に対応した高等教育にふさわしい教育の質の確保のための取組の強化
 - ・ 産業構造や経済社会の急速な変化に対応した教育研究の推進・高度化
- ② 私学の多様性・機動性を活かした取組の伸長
 - ・ 私学のダイナミズムを活かした特色ある取組
 - ・ 社会的な要請に的確に対応した教育の提供
 - ・ グローバル化や社会人の学び直しの推進
 - ・ 自治体や産業界との連携と支援の獲得

ガバナンスの強化

- 学校法人の公共性・公益性をさらに高め、社会からの信頼とさらなる支援につなげる
- ・ 理事会機能の実質化・実効性の確保
 - ・ 評議員会機能の実質化及びチェック機能の充実
 - ・ 監事の牽制機能の実効性確保
 - ・ 分かりやすく開かれた情報公開の推進
 - ・ 大学版「ガバナンス・コード」のような自主的ガイドラインの策定と取組の推進

財政基盤の在り方の工夫・見直し、
必要な制度改正・規制の緩和

経営力強化と支援

- 18歳人口の急減期を控え、強みを生かし弱みを補う連携・協力の強化
- ・ 大学改革のロードマップである中長期計画の策定の促進
 - ・ 経営の幅広い連携・統合や国公私設置者の枠を超えた連携・協力の在り方の検討
 - ・ 事業譲渡的な円滑な承継方法の検討
 - ・ 経営困難な学校法人に対し早期の経営判断が行われるよう支援

等

私学の特色である多様性を維持しながら、社会や地域のニーズに適切に応える存在へ

学校法人制度改善検討小委員会の設置について

平成29年8月21日
大学設置・学校法人審議会
学校法人分科会長決定

1 趣 旨

今後の学校法人におけるガバナンス機能の強化等について検討する学校法人制度改善検討小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

2 委 員

小委員会の委員は、学校法人分科会で承認した委員，特別委員及び審議事項に関連の深い分野の学識経験のある者で構成するものとする。

3 運 営

小委員会の運営は、学校法人分科会運営規則第7条及び第8条の規定による。

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会
学校法人制度改善検討小委員会 委員名簿

| | |
|---------|-------------------------|
| 麻 生 隆 史 | 学校法人第二麻生学園理事長 |
| 浦 野 光 人 | 株式会社ニチレイ相談役 |
| 大河原 遼 平 | 弁護士 |
| 黒 田 壽 二 | 金沢工業大学学園長・総長 |
| 高 祖 敏 明 | 学校法人上智学院理事長 |
| 近 藤 彰 郎 | 学校法人八雲学園理事長 |
| 佐 野 慶 子 | 公認会計士 |
| 田 中 雅 道 | 全日本私立幼稚園連合会副会長・光明幼稚園園長 |
| 西 井 泰 彦 | 私学高等教育研究所主幹・学校法人就実学園理事長 |
| 日 高 義 博 | 学校法人専修大学理事長 |
| 水 戸 英 則 | 学校法人二松學舎理事長 |